

兵高教組
調査情報
 2012年5月16日 **3号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

公文書公開手続き 高教組、県教委に適切対応要求

5月8日付で、県民より県立学校の「平成23年度教員用図書購入実績と在庫状況がわかる書類一式」の公文書公開請求がありました。この公文書公開が情報公開条例に基づいて適切に実施されるよう、高教組は県教委に対し要求書を提出しました。

公文書公開請求者が、条例に基づかない「情報開示」を要求

5月8日付で「平成23年度教員用図書購入実績と在庫状況がわかる書類一式」についての公開請求が県民よりなされました。「公文書公開決定」がまだ出されていないにもかかわらず、5月15日に、公開請求者がある高校を訪れ、図書館での本の現物確認まで要求しました。実際には現物確認にまで至りませんでした。これは看過できない問題です。高教組本部は5月16日、右記の要求書を県教委に提出し、教育活動に支障が出ないよう、また学校現場が混乱しないように適切な対応を求めました。

公開は公文書の「閲覧」と「写しの交付」のみ

県の情報公開条例（平成12年3月28日条例第6号）第15条では、「公文書の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、.....実施機関の規則で定める方

法により行う。」と規定しています。ですから、今回の場合は、「公文書公開決定」が出た後に、「購入実績と在庫状況がわかる書類」の「閲覧」が公開請求者にできることです。校長室や応接室等、学校の教育活動に支障が出ない場所で、「書類」を「閲覧」してもらえばよいわけです。公文書公開決定をもって、図書室への立ち入りや、教職員が所持する書籍の確認をすることはできません。

「情報公開」は教育活動に支障がないように行うのが当然

管理職がそのことを理解し、公開請求者の要求を鵜呑みにし、教職員を呼び出したり、立ち合わせたり、説明させるなどということがあってはなりません。管理職は、情報公開条例を正しく理解し、公開請求者に対して適切に対応するとともに、学校の教育活動に支障をきたさないように配慮することを最優先にするべきです。

情報公開条例

第1条 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下略）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法として...実施機関の規則で定める方法により行う。（以下略）

兵庫県教育委員会
 教育長 大西 孝 様

23年度教員用図書購入実績と在庫状況がわかる書類一式」の公開請求に対し
 情報公開条例に基づく対応を求める要求書

兵庫の教育の発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、5月8日付で「平成23年度教員用図書購入実績と在庫状況がわかる書類一式」について公開請求がなされました。そして、公開請求者が県立学校を訪れその公開を求めた際に図書館での本の現物確認まで要求しました。

県の情報公開条例（平成12年3月28日条例第6号）第15条で、「公文書の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。」と規定されていることからわかるように「購入実績と在庫状況がわかる書類」の「閲覧」が公開請求者にできることであって、図書館での本の現物確認ができないことは明らかです。よって、公開請求者からの図書の現物確認に応じることは情報公開条例の違反となります。また、情報公開条例に違反し、図書館に学校関係者以外の立ち入りを認めることは教育活動に支障が出る恐れがあります。

以上の理由から、教育活動に支障が出たり学校現場が混乱しないように、教育委員会として下記のように対応をすることを求めます。

記

1. 教育活動に支障が出ないように、校長に情報公開条例にもとづき適切な対応をするように指導すること。

以上